

○再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則の運用について

制 定 平成 28 年 3 月 22 日 27 人委第 100 号

(適用日 : 平成 28 年 4 月 1 日)

最終改正 令和 7 年 11 月 28 日 7 人委第 190 号

(適用日 : 令和 7 年 12 月 1 日)

再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則(平成 28 年長野県人事委員会規則第 15 号)の運用について下記のとおり定めたので、平成 28 年 4 月 1 日以降はこれによってください。

記

第 9 条関係

「その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるもの」とは日本放送協会による放送の役務の給付とする。

第 16 条関係

この条の第 3 号に規定する「人事委員会が定める額」とは、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 3 項第 1 号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる場合(令和 9 年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合)における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

※ 第 16 条関係の規定は、令和 7 年 12 月 1 日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則(平成 28 年長野県人事委員会規則第 15 号)第 16 条第 1 号及び第 2 号に掲げる場合を除く。以下同じ。)について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。